

プライバシーマーク指定審査機関組織規程

制定 平成 10 年 7 月 22 日 社団法人情報サービス産業協会 第 121 回理事会

施行 平成 10 年 7 月 23 日

改定 平成 13 年 6 月 18 日 社団法人情報サービス産業協会 第 152 回理事会

施行 平成 13 年 6 月 18 日

改定 平成 15 年 1 月 8 日 社団法人情報サービス産業協会 第 166 回理事会

施行 平成 15 年 1 月 8 日

改正 平成 19 年 11 月 22 日 社団法人情報サービス産業協会 第 210 回理事会

施行 平成 19 年 12 月 21 日

改正 平成 21 年 3 月 25 日 社団法人情報サービス産業協会 第 219 回理事会

施行 平成 21 年 3 月 26 日

改正 平成 23 年 1 月 6 日 社団法人情報サービス産業協会 第 233 回理事会

施行 平成 23 年 3 月 1 日

改正 平成 24 年 1 月 6 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 240 回理事会

施行 平成 24 年 1 月 10 日

改正 平成 25 年 3 月 27 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 248 回理事会

施行 平成 25 年 3 月 28 日

改正 平成 30 年 3 月 30 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 282 回理事会

施行 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 2 年 9 月 16 日 一般社団法人情報サービス産業協会 第 299 回理事会

施行 令和 2 年 9 月 16 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「付与機関」という。）が定めるプライバシーマーク制度基本綱領（以下「基本綱領」という。）及びプライバシーマーク付与適格性審査機関の指定に関する契約に基づき、一般社団法人情報サービス産業協会（以下「協会」という。）がプライバシーマーク指定審査機関（以下「審査機関」という。）として業務を行うために必要となる組織及び職制について定めることを目的とする。

2. 審査機関に関する組織及び職制は、付与機関の定める基本綱領その他のプライバシーマーク制度に係る規程（以下「付与機関規程」という。）、協会の定款及び協会の組織規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、この規程で特別に定めがあるもののほか、プライバシーマーク付与適格性審査手続規程（以下「審査手続規程」という。）、付与機関規程及び日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」において使用する用語の例による。

(プライバシーマーク審査会の設置)

第 3 条 協会は、審査機関の意思を決定し表明する機関として協会内にプライバシーマーク審査会

(以下「審査会」という。) を設置する。

(審査会の所掌業務)

第4条 審査会は、以下の業務を所掌する。

- 一 審査機関としての運営方針に関すること。
- 二 審査業務に関する規程及び手順等の制定改廃に関すること。
- 三 付与適格性及び否認の決定を行うこと。
- 四 審査業務の見直しに関すること。
- 五 付与事業者の監督に関すること。
- 六 審査業務の企画運営に関する事項で協会が必要と認めること。
- 七 その他審査会が必要と認めること。

(審査会の構成)

第5条 審査会は、委員の過半数を個人情報保護、情報セキュリティ、消費者保護、情報サービス産業等について見識を有する協会外の有識者により構成するものとし、審査会の長（以下「審査会長」という。）は、委員の互選により選任する。

- 2. 審査会長及び委員は、協会の正副会長会議の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3. 審査会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4. 会長は、次の各号に定める事由があるときは、審査会委員の任を解くことができる。
 - 一 審査会委員の職務の継続が困難であると認めるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき。
 - 三 審査会委員から退任の申出を受けたとき。
- 5. 審査会長は、審査会の議長として審査会を総理する。
- 6. 審査会長がその業務を行うことができない場合又は審査会長の申出があった場合は、審査会長があらかじめ指名した委員が審査会長の業務を代行することができる。

(審査会の開催)

第6条 審査会長は、原則として月1回を目処に審査会を招集する。

(理事会への報告)

第7条 審査会は、審査結果その他決議した事項について理事会に報告しなければならない。

(審査会の決議)

第8条 審査会は、外部有識者を含む委員の過半数の出席をもって成立し、出席した委員の過半数をもって決議する。ただし、当該決議について可否同数のときは、審査会長の決するところによる。

- 2. 前項の決議について、当該決議案件に利害関係を有する委員は、その案件に限り決議に加わることができない。

(審査業務部の設置)

第9条 協会は、審査会の補助機関として審査業務部を設置する。

- 2. 審査業務部に事務を統括する審査業務部長を置く。
- 3. 審査業務部長は、審査手続規程の細則その他審査実務のための規則（以下「審査規則」という。）

を定めることができる。

(審査業務部の業務)

- 第10条 審査業務部は、付与機関規程、審査手続規程、審査会規程及び審査規則に従いプライバシーマーク付与に係る以下の業務を処理する。
- 一 審査に関すること。
 - 二 申請事業者に対する審査料等の請求に関すること。
 - 三 審査会の運営事務に関すること。
 - 四 申請手続に係る説明、相談に関すること。
 - 五 付与規約第11条第2項に基づく申請事業者及び付与事業者からの個人情報の事故報告に関すること。
 - 六 プライバシーマーク指定審査機関指定基準（以下「審査機関指定基準」という。）6.9に基づく申請事業者及び付与事業者からの異議の申出に関すること。
 - 七 指定審査機関指定基準 6.10 に基づく付与事業者等に関する個人情報保護についての苦情対応に関すること。
 - 八 個人情報保護及びプライバシーマーク制度に係る広報に関すること。
 - 九 付与規約第12条第1項及び第2項に基づく申請事業者及び付与事業者に対する報告の徵求及び調査に関すること。
 - 十 付与規約第13条に基づく申請事業者及び付与事業者に対する措置に関すること。
 - 十一 付与機関への報告に関すること。
 - 十二 その他プライバシーマーク制度に関すること。

(個人情報保護部会の設置)

- 第11条 審査会は、必要に応じて諮問機関として個人情報保護部会を設置し、審査会の所掌する業務について意見を求めることができる。
2. 個人情報保護部会は、審査会の委嘱する部会長及び部会員によって構成する。
 3. 個人情報保護部会の部会長は、求められた意見について審査会に書面で報告しなければならない。

(改定)

- 第12条 本規程の改定は、審査会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成10年7月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 15 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 24 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 24 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和 2 年 9 月 16 日から施行する。